

掲示板

INFORMATION

お知らせ

物価高騰対応定額給付金を支給

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、基準日(令和8年1月1日時点)に徳島市に住民登録がある人に対し、5,000円を支給します。

また、75歳以上の人(昭和26年4月1日以前の生まれの人)については1人当たり5,000円を加算して支給します。

支給手続きなど詳細は、市HPをご確認ください。



徳島市物価高騰対応定額給付金コールセンター(☎677-3066)

緊急地震速報訓練を実施

全国一斉に緊急地震速報訓練を行います。実際の災害と間違えないようにご注意ください。

6月17日(水)10:00～

【情報伝達手段】▶同報無線設備▶NET119緊急通報システム▶徳島市防災ラジオ▶ケーブルテレビ徳島(122ch)▶国府町CATV(112ch)▶エフエムびざん▶災害情報案内サービス

消防局通信指令課(☎656-1198 ☎656-1202)

市民税・県民税・森林環境税の税額通知書発送

令和8年度市民税・県民税・森林環境税の税額通知書を、徴収方法が普通徴収(納付書・口座振替)または年金特別徴収(年金天引き)

の人を対象に、6月9日(火)に発送します。給与特別徴収(給与天引き)の人は、5月中旬に事業所宛てに送付済みです。

なお、令和8年度の課税や所得の証明書は、6月1日(月)から発行可能です。

市民税課(☎621-5063～5065 ☎621-5456)

6月7日～13日は危険物安全週間

今年度の推進標語は「つかみ取れ!めざす無事故の頂を」です。

私たちの身の回りでは、ガソリンや天ぷら油、消毒用アルコールなどさまざまな危険物が使用されています。正しい取り扱いを心がけましょう。



消防局予防課(☎656-1193 ☎656-1201)

労働保険の年度更新

労働保険の年度更新は6月1日(月)から7月10日(金)までです。

申告・納付は電子申請または労働局、最寄りの労働基準監督署、金融機関でお願いします。

徳島労働局(☎652-9143)

B & G海洋センタープールがオープンします

【営業期間】6月15日(月)～9月15日(火)各日10:00～17:00

【入場料】▶高校生以上=230円▶小・中学生=110円▶幼児(3歳以上)=50円

※回数券・団体割引あり。詳細は、徳島市体育振興公社HPをご確認ください。



6月15日～9月15日=B & G海洋センタープール(☎663-3633)▶営業期間以外=B & G海洋センター(☎662-4535)

スマホやパソコンで児童手当の手続きを

子育ての負担を軽減するため、児童手当の事務手続きを、マイナンバーカードを利用した電子申請で受け付けています。ぜひご利用ください。



子育て支援課(☎621-5194 ☎655-0380)

人権擁護委員の日

6月1日に「人権擁護委員法」が施行されたことから、この日を中心として、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及・高揚に努めています。

◆徳島市人権相談

徳島市では、人権擁護委員が人権相談を実施しています。人権に関する問題でお困りの場合は、お気軽にご相談ください。

毎月第1・3火曜日13:30～16:00 人権推進課相談室(市役所2階 ☎621-5040)

人権推進課(☎621-5169 ☎655-7758)

レインボーフラッグを掲揚

6月は性的マイノリティの方々の権利啓発イベントなどが行われる「プライド月間」です。



徳島市では、性的マイノリティの方々の人権を守る運動の象徴である「レインボーフラッグ」を6月30日(火)まで掲揚します。

この機会に、性の多様性や人権について考えてみませんか。

人権推進課(☎621-5169 ☎655-7758)

徳島県よろず支援拠点コーディネーターによる経営相談

6月6日(土)・20日(土) 各日10:15～17:00

産業支援交流センター09(アミコビル9階)

詳細は市HPをご確認ください。

経済政策課(☎621-5225 ☎621-5196)

福祉就職転職ガイダンス

県内の高齢者・障がい者福祉施設が参加する就職・転職ガイダンスを開催します。

6月13日(土)13:00～15:30 アスティとくしま(山城町東浜傍1)

詳細は、アイネットHPをご確認ください。

徳島県福祉人材センターアイネット(☎625-2040)

保育フェア

県内の保育事業者が参加し、保育の魅力や仕事内容を説明します。

6月20日(土)10:00～13:00 徳島県立総合福祉センター4階・5階(中昭和町1)

詳細は、徳島県保育士・保育所支援センターHPをご確認ください。

徳島県保育士・保育所支援センター(☎625-2040)

休日窓口を開設

利用可能な手続きは住民異動届、住民票の写し・戸籍謄抄本の交付、印鑑登録など。

6月14日(日)・28日(日) 各日8:30～12:00

市役所1階

介護保険料の納付書を送付します

◆納付書の送付

令和8年度介護保険料の決定通知書・納付書を、6月中旬に送付します。※65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)が対象。令和8年度の介護保険料算定においては、令和7年度税制改正の影響を受けないよう、合計所得金額および市民税課税・非課税の判定について調整を行うため、市民税非課税でも課税扱いとなる場合があります。

◆保険料の減免制度

収入が少なく生活が著しく困窮している人に対し、保険料の減免(第1段階相当額に減額)制度があります。

65歳以上で、次の要件に全て該当する人▶介護保険料の所得段階が第2段階または第3段階▶世帯の前年の年間収入額が、単身者の場合は120万円(世帯員2人の場合は150万円、世帯員3人以上の場合は1人増すごとに35万円を加算した額)以下▶市区町村民税が課税されている人に扶養されていない、または生計を共にしていない▶資産などを活用しても生活が困窮している——など

令和9年3月31日(水)(必着)まで

高齢介護課(☎621-5582 ☎624-0961)

介護保健施設の食費・居住費の負担限度額認定申請書の受け付け

負担限度額認定証の更新申請を受け付けます。申請が遅れた場合は、認定を受けられない期間が発生する場合がありますので、必ず期限内に申請をしてください。※新規申請は随時受付。

【対象サービス】▶(介護予防)短期入所サービス▶施設サービス

負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階		食費		居住費(滞在費)			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	生活保護を受給している人	300円	300円	880円	550円	(380円) 550円	0円
第2段階	高齢福祉年金を受給している人 前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が82万6500円以下の人	390円	600円	880円	550円	(480円) 550円	430円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が82万6500円を超え、120万円以下の人	680円	1,030円	1,370円	1,370円	(880円) 1,370円	430円
第3段階②	前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える人	1,420円	1,360円	1,470円	1,470円	(980円) 1,470円	530円
第4段階	上記に該当しない人	負担限度額なし					

注1: 介護老人福祉施設、介護老人保健施設および介護医療院のうち室料負担のある多床室を利用した場合の金額。室料負担のない多床室を利用した場合の金額は430円。
注2: ()内の金額は(介護予防)短期入所生活介護や介護老人福祉施設などを利用した場合の従来型個室の負担限度額。
注3: 世帯は、世帯を別にしている配偶者を含む。 注4: 非課税年金とは遺族年金、障害年金のこと。

高齢介護課(☎621-5585 ☎624-0961)